

| 印章の種類 | 書類群名称 | 決裁者 | | | | TW 決裁者 (確認) | NO | 書類の定義 | 証憑(エビデンス) の要否 | 備考 |
|-------------|-------|-----|-------------|-------------------|---------|---|--|--|--|----|
| | | 部門長 | 本部長or子会社取締役 | 子会社社長or統括本部長/執行役員 | TW社長 | | | | | |
| 実印 | D | ▲ | ▲ | ▲ | ◎ | TW所管役員 | D-1 実印要求書類すべて D-2 リスク判定 高の書類すべて(書類名を問わず)、リスク判定 中以下のD群書類 D-3 本定義で判断できない書類すべて D-4 契約書・覚書 D-5 裁判に関わる書類 D-6 売買契約書(不動産) D-7 契約書(対取締役・執行役員) D-8 入札関係以外の委任状 | 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 不要 | 法令違反・損害賠償や制裁金による経済的損失が数千万から億単位 ※4 | |
| 契約印 角印 | C | ▲ | ▲ | ◎ | | | C-1 リスク判定 中のA群またはC群に含まれる書類、リスク判定 低のC群書類 C-2 業務委託契約(TWグループ間) C-3 賃貸借契約書(社宅以外) C-4 業務委託契約書 C-5 委任状・入札書(500万円以上/案件の入札にかかわる) C-6 賃貸借契約書(TWG所有物件) C-7 解約通知書(違約金または逸失利益の発生がある) C-8 発注書・注文書・物品/サービスの申込書 C-9 寄附・協賛・スポンサー契約書/申込書 C-10 契約書・覚書(当社離型と相違のある) | 要※1 | サービスの質・顧客の信頼・違法性(処罰対象外)に関する ※4 損害賠償や制裁金による経済的損失が数十乃至数百百万円単位 ※4 金額の記載がある場合のみ証憑が必要 | |
| | | | | | | | C-2 業務委託契約(TWグループ間) | 不要 | 即時解約した場合に発生する総費用が決裁者の決裁金額以下 総額2,000万円以内 ※5 | |
| | | | | | | | C-3 賃貸借契約書(社宅以外) | 不要 | 入札の金額が決裁者の決裁金額以下 | |
| | | | | | | | C-4 業務委託契約書 | 不要 | 違約金および逸失利益の総額は決裁者の決裁金額以下 定時定額・単価実績で期間が1年以上または 期間の定めがないまたは自動更新のもの | |
| | | | | | | | C-5 委任状・入札書(500万円以上/案件の入札にかかわる) | 不要 | 契約金額の総額が決裁者の決裁金額以下 ※5 金額の記載がある場合のみ証憑が必要 | |
| | | | | | | | C-6 賃貸借契約書(TWG所有物件) | 不要 | サービスの質・事業活動・違法性に問題がない ※4 損害賠償や制裁金による経済的損失が数万円以下 ※4 金額の記載がある場合のみ証憑が必要 | |
| | | | | | | | C-7 解約通知書(違約金または逸失利益の発生がある) | 不要 | スポットの発注もしくは定時定額・単価実績で 期間が1年未満で自動更新の無いもの | |
| | | | | | | | C-8 発注書・注文書・物品/サービスの申込書 | 要※1 | 大学等の学校、研究機関の独立行政法人に対する定型書式または、 反社会的勢力の排除に関する誓約書・覚書 | |
| | | | | | | | C-9 寄附・協賛・スポンサー契約書/申込書 | 要 | 機密事項を含む場合、その開示内容の承認がわかるT-portal伝言のURL | |
| | | | | | | | C-10 契約書・覚書(当社離型と相違のある) | 要※1 | 要見積書決裁 ※3 要見積書決裁 ※3 | |
| 角印B規程での捺印可能 | A | ◎ | | | TW総務部門長 | A-1 リスク判定 低の書類でA群に含まれる書類 | 要※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | |
| | | | | | | A-2 発注書・注文書・物品/サービスの申込書 | 要※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | |
| | | | | | | A-3 誓約書・反社会的勢力の排除に関する覚書 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| | | | | | | A-4 賃貸借契約書・入居申込書・更新申込書(社宅) | 要※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | 要見積書決裁 ※2 要見積書決裁 ※2 | |
| | | | | | | A-5 通知書・証明書・確認書・届出書・報告書・登録書・変更届・依頼書 | 要t-portal伝言 | 要t-portal伝言 | 要t-portal伝言 | |
| | | | | | | A-6 請求書・納品書・見積書・注文請書(価格・納品場所以外の特記事項のないもの) | 要見積書決裁 ※3 | 要見積書決裁 ※3 | 要見積書決裁 ※3 | |
| | | | | | | A-7 委任状・入札書(500万円未満/案件の入札にかかわる) | 要見積書決裁 ※3 | 要見積書決裁 ※3 | 要見積書決裁 ※3 | |
| | | | | | | A-8 解約通知書 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| | | | | | | A-9 檢収書・受領書 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| | | | | | | A-10 契約書類(当社の離型と相違が無い) | 要※2 | 要見積書決裁 ※2 | 要見積書決裁 ※2 | |
| | | | | | | A-11 個別契約書(原契約で定めた取引条件と相違が無い) | 要※2 | 要見積書決裁 ※2 | 要見積書決裁 ※2 | |
| | | | | | | A-12 納品実績書・取引実績書 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| | | | | | | A-13 直版証明書・定価販売証明書・標準価格証明書・非該当証明書 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| 銀行印 | E | ▲ | ▲ | ◎所管執行役員 | 不要 | E | 銀行印を求められるすべての書類 | 不要 | | |

※1 記載金額(総額※5)が決裁者の決裁金額を超える場合は、金額に応じた決裁者の承認の証憑を必要とする

※2 各書類に記載の金額(総額※5)が決裁者の決裁金額を超える場合および角印Bを捺印する場合は、金額に応じた決裁者の承認の証憑を必要とする

※3 金額が100万円/案件を超えるまたは、特記事項に価格・納品場所以外の記載がある見積書、注文請書に角印Bを捺印する場合は金額に応じた決裁者の承認の証憑を必要とする

※4 リスクの判定は、契約書上に認められる法的リスク、経済的リスク、発生頻度すべてを考慮し、総合的に判定しています。【参考】リスクレベルの判定基準 シート参照

※5 「総額」とは、「当該書類でなされる取引を合計した総額」をいう

リスクレベルの判定基準

| | | A 結果の影響度 | | |
|---------|--------|----------|-----|----|
| | | 致命的 | 中程度 | 軽度 |
| B 発生可能性 | 極めて高い | 高 | 中 | 低1 |
| | 可能性あり | 高 | 中 | 低2 |
| | ほとんどない | 低1 | 低1 | 低2 |

※ リスクレベルの内容:
 高 [直ちにリスク回避・低減]
 中 [速やかにリスク回避・低減]
 低1 [必要に応じて保有・移転]
 低2 [非常に軽微]

A 結果の影響度

- 致命的⇒ 損害賠償や制裁金による経済的損失が数千万から億単位／人命にかかる
- 中程度⇒ 上記損失が数十乃至数百万円単位／サービスの質・顧客の信頼・違法性
行政機関により違反企業として社名が公開される／サービスの質・顧
- 軽度 ⇒ 上記損失が数万円以下／サービスの質・事業活動・違法性に問題がない

※ 判断要素:

- 事業活動面⇒ 「事業活動停止」・「サービスの質・顧客の信頼・違法性に関わる問題
- 人的側面 ⇒ 「人身への被害」・「人命維持に係わる」
- 経済的側面⇒ 「損害金額」・「対策に要する費用」・「行政罰又は機関の取締対象となる」
- 社内の側面⇒ 「従業員のモラル及び士気の低下を招く」
- 社外的側面⇒ 「社会的信用の失墜」「刑事罰(法人)」

わる／廃業に匹敵する影響／刑事罰(法人)／社会問題となるほどに信用失墜

客の信頼・違法性(処罰対象外)に関わる／行政罰による一定期間の事業活動停止など